

ひらたかのりかわ

No. 114

「確定申告」新春特集号

平成31年2月1日

若松稅務署管內稅務推進協議會會報

編発 集行 兼人 遠賀郡水巻町頃末南3丁目19-25 近藤 邦雄 (201)5591



初冬の北海岸

海岸線に沿つた道は脇田から先は村中に
入る。人家の少ないことにもよるが、このあたりの海辺はまだわずかに自然が残されてい
る。夏の間はすぐ近くにともろビーチがあるので、人が大勢集まつてくる場所ではあるが、
海中に奇岩が多いので海水浴場向きではな
い。

それに海岸へ出る道らしい道もないため、人が寄りつけない。そんなところでないともう自然らしいものは見ることが出来ないのであろう。今ならまだ小さな砂丘らしいものもあるし、春には雑草のかれんな花の姿も見られるといった具合である。

（昭和55年7月31日発行）
若松版画散歩より（ 絵文 岸山 正信由）

遠岡水芦中若若若(公)若税
賀垣卷屋間松松松理
町町町商税青松納士
商商商商會相申法連貯
工工工工議談稅告人合支
会会会会所會會會會部

初春のごあいさつ



若松稅務署長

年が明け、早いもので一ヶ月が経ちました。

若松税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、旧年中は、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援等を賜わり、厚くお礼申し上げます。

近年、税務行政を取り巻く環境は、ICT化の進展や経済のグローバル化に伴う様々な税制改正が行なわれ、大きな変革期にあります。

また、本年は消費税率10%への引き上げと軽減税率制度の実施が予定された重要な年となります。事業者の皆様が制度を理解して準

備を円滑に進めることができるように、地方公共団体や関係民間団体等と緊密な連携を図りつつ、制度の周知・広報に努めてまいる所存です。

間もなく、平成三十年分の確定申告の時期を迎えますが、今年から「ID・パスワード方式」を利用したe-Tax送信や「スマホ申告」が可能となり、e-Taxの利便性が飛躍的に向上します。是非、ICTを利用して申告していただきますようお願いいたします。

なお、若松税務署では確定申告会場を二月十八日から開設する」としておりますので、税務署へお越しの際は「注意ください。最後になりましたが、会員の皆様にとつて心身共に健康で幸多き年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



若松稅務推進協議會會長

平成三十一年の年頭に当たり、税務推進協議会の会員の皆様に謹んでご祝詞を申し上げます。

今年は、天皇陛下の生前退位、皇太子殿下の天皇即位が行われ、元号が改まる節目の年となります。平成元年二月一月二月三月四月五月六月七月八月九月十月十一月十二月

平成17年は倉詰された消費税も十月からは初めて複数税率になり、業種によっては、複数税率対応レジの導入等、事業者の負担も増大します。さらに、四年後には、適格請求書(日本版インボイス)制度が

導入される予定ですので、早めの対応をお願いします。スポーツにおいては、ラグビーワールドカップが日本で開催されます

が、盛り上がりに欠けているようで、ラグビーファンの私にとっては、ちょっと残念な気がします。

獲得し、羽生結弦選手は二大会連続金メダルを獲得し、国民栄誉賞の受賞、テニスにおいて、大坂なおみ選手が全米オープンにおいて、日本人

初の四大大会シングルス優勝などの嬉しい話題もありましたが、一方、昨年の漢字「災」が表すとおり、災害の多い年でもありました。

六月は大阪で震度六弱の地震、七月は平成最悪の気象災害となつた西日本豪雨、九月には、大型台風二十一号により、関西国際空港では一部冠水、北海道胆振地方で、震度七の地震により、道内全域が停電

四三翁の生まれ故郷である熊本県和水町で、震度六弱の地震が発生しました。今年も年明け早々、大河ドラマ「いだてん」の主人公の金栗

しました。余震の発生がなかつたことは不幸中の幸いです。
今年こそは他に大きな災害が発生しないことを願う次第です。
最後になりましたが、今年が会員の皆様にとりましてよき年であることとを祈念しまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



若松税務署からのお知らせ

申告会場開設期間について

平成30年分確定申告の申告会場の開設期間は、

2月18日(月) から 3月15日(金) です。

2月15日（金）までは申告会場は開設されていませんので、相談を希望される方は、上記期間に来署いただきますようお願いいたします。

なお、申告書等の提出だけの方（検算希望の方を含む）は、郵送にて提出をお願いいたします。

また、確定申告に関するお問い合わせは、

若松税務署 (093) 761-2536 (代表)

※平成31年1月4日から3月15日の期間は、音声ガイダンスの後、「0」番を選択いただきますと、確定申告テレホンセンターの担当者におつなぎします。

配偶者控除・配偶者特別控除について

平成30年分の配偶者控除・配偶者特別控除の要件が見直されましたので、計算誤りにご注意下さい。

【配偶者控除】

申告される方の合計所得金額に応じ、控除額が変動します。

【配偶者特別控除】

申告される方の合計所得金額に応じ、控除額が変動します。

配偶者の合計所得金額の上限が123万円以下まで引き上げられました。

納税は、便利な口座振替をご活用下さい

平成30年分確定申告の納付期限と口座振替日は、次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税：平成31年3月15日（金）⇒ 振替日4月22日（月）

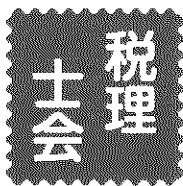
消費税及び地方消費税：平成31年4月1日（月）⇒ 振替日4月24日（水）

贈与税：平成31年3月15日（金）口座振替はご利用できません。

【平成30年度開催の租税教室】

- H30. 9.10 山鹿小学校 講師:山口税理士
- H30.12.12 中間北小学校 講師:中尾税理士
- H30.12.17 芦屋東小学校 講師:宇野税理士
- H31. 1.10 中間南小学校 講師:中尾税理士
- H31. 1.11 浅木小学校 講師:田口(眞)税理士
- H31. 1.24 鴨生田小学校 講師:坂根税理士

- H30.11.17 猪熊小学校 講師:宇野税理士
- H30.12.13 古前小学校 講師:山口税理士
- H30.12.18 伊左座小学校 講師:宇野税理士
- H31. 1.10 中間東小学校 講師:中尾税理士
- H31. 1.21 江川小学校 講師:宇野税理士



税理士会若松支部

(五十音順)

氏名	事務所所在地	電話	氏名	事務所所在地	電話
穴井 秀幸	遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号	283-2445	田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号	741-5775
井浦 幹夫	中間市東中間1丁目7番3号	243-1188	田口 真崇	〃 小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
石田 光明	遠賀郡岡垣町戸切1387	281-5005	竹内 清二	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	竹内 治美	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
市川 裕通	北九州市若松区高須東4丁目5番8号	742-6669	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090 8625-7000
伊藤 道夫	中間市弥生1丁目14番43号	245-4372	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アイビル2F	751-0030
猪原 清典	北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号	742-2910	中尾 寿子	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号	282-2825
岩田 登	中間市小田ヶ浦2丁目3番28号	244-4631	中村 悅郎	北九州市若松区白山1丁目7番3号	771-4355
宇野 耕一	遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	中村 誠	〃 東二島5丁目9番22-207号	791-6877
大津 康裕	北九州市若松区東二島5丁目14番69号	980-4425	中村 淑恵	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
大庭 祥功	〃 本町3丁目2番23号	751-3021	西澤 勉	遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号	282-5792
岡部 勝成	〃 大字大鳥居425番地	741-4403	二宮 良則	〃 高倉713番地1	283-4393
小野 益博	〃 桜町3番9号	751-0551	仁部 義宏	中間市岩瀬1丁目8番1号 東海俱楽部物 203号	246-1703
片山 和博	遠賀郡水巻町梅ノ木園地41番17号 K&Kビル2F	203-3001	能美 雅昭	北九州市若松区中川町3番25号	751-0705
加藤 博道	〃 遠賀町大字別府3178番地3	701-4180	野上 净治	遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号	553-0290
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
倉地 和敏	遠賀郡岡垣町南高陽6番12号	282-2496	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F	761-6993
古後 和弘	北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号	791-5881	原 和枝	遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
小林 香織	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	平島 靖元	北九州市若松区本町3丁目2番23号 大庭祥功税理士事務所	751-3021
坂口 誠一	北九州市若松区用勺町30番6号	701-3078	深田 満子	遠賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
坂根 洋輔	〃 本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F 濱崎恭税理士事務所	761-6993	古津 剛	〃 遠賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
柴田 拓保	〃 本町1丁目9番8号 プレステージ本町301号	090 2732-6266	松田 剛和	遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号	291-5601
白石 哲則	遠賀郡遠賀町大字上別府594番地	293-9278	武藤 淳	中間市東中間2丁目19番28号	245-1600
鈴木 良樹	中間市鍋山町1-1 通谷グリーンハイツ2F	980-1135	山口 敬也	北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階	616-8218
須山 博文	〃 通谷3丁目30番16号	555-8533	山根 慎一	〃 高須南5丁目1番13号	741-3205
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階	701-3567	横山 了子	中間市通谷1丁目19番33号	090 7983-9766
高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491	吉田 秀樹	〃 鍋山町16番1号	245-5857

税理士法人

名称	事務所所在地	電話
税理士法人 竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125

税務相談所は 税のアドバイザーです!



帳簿のつけ方が
わからない

忙しくて
人手が足りない

税務署に行くのが
苦手だ



案するよりは まず相談

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

会費等について

- ①記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
- ②記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- ③各種手数料……実費程度



[若松税務署管内の税務相談所]

若松税務相談所 若松区本町三丁目11-1
ベイサイドプラザ若松本館4F
(電話) 771-3726番代

中間税務相談所 中間市長津一丁目7-1
中間商工会議所内
(電話) 245-1081番

芦屋税務相談所 遠賀郡芦屋町中の浜9-52
芦屋町商工会内
(電話) 222-2111番

水巻税務相談所 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7
水巻町商工会内
(電話) 201-7551番

遠賀税務相談所 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18
遠賀町商工会内
(電話) 293-0165番

岡垣税務相談所 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36
岡垣町商工会内
(電話) 282-0294番

県税だより

県税Q&A～自動車税編～

Q 去年、車を買ったときに、前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書が来ましたどうですか？

A 自動車税は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。

質問のケースでは、3月31日の時点で前の車の廃車（抹消登録）又は名義変更（移転登録）の手続きが行われていないことが考えられますので、下取りに出した販売会社等に確認してください。

Q グリーン化税制で自動車税が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けには何か手続きが必要なのですか？

A グリーン化税制による軽減を受けるにあたって特別な手続きは必要ありません。自動車税の納税通知書をお送りするときは、既に減額した税額で送付しています。

こんなときは必ず運輸支局（自動車検査登録事務所）で手続きを

（1）自動車を譲渡したり下取りに出したりする時、または自動車を友人や知人から譲り受けた時に登録がそのままだと、前の所有者に自動車税がかかります。

（2）壊れて動かなくなつた自動車を持っている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましよう。

手続をすれば、翌月から3月までの月割りの税額が減額されます。

手続きを行わなければ、いつまでも自動車税がかかります。車検切れで使用しなくなつた時や、解体したときも同じです。

（3）引越しをした場合

必ず住所変更登録の手続きをしましょう。

住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

お問合せ先

福岡県北九州西県税事務所 自動車税係

TEL 093(662)9312

市町村税だより

住民税の申告を、お忘れなく！

平成30年中に所得があつた方は、住民税の申告が必要です。
ただし、税務署で確定申告をした方や、給与所得のみで、勤務先から市役所（町役場）に給与支払報告書が提出されている方は対象外です。
確定申告の必要がない方で、個人住民税の算出において控除を適用する場合は、ご申告ください。

【申告が必要な方の例】

・前年中に退職し、再就職していない方。

・給与所得者で給与以外の所得が20万円以下で確定申告が不要な方。
・公的年金等の収入金額が四百万円以下で、それ以外の雑所得が20万円以下で確定申告が不要な方。
・確定申告をしておらず、雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除などの適用を受ける方。

【申告に必要なもの】

①印鑑 ②マイナンバーカード又はマイナンバーが分かる書類（通知カード・住民票など） ③所得を証明できる書類や帳簿等（源泉徴収票や給与支払証明書など）
④生命保険料 地震保険料・長期損害保険料の控除証明書 ⑤寄附金受領証明書・医療費通知、医療費控除の明細書、国民健康保険・介護保険・国民年金等の領収書または控除証明書など ⑥身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など。

所得税の申告と異なる個人住民税の課税方式の選択

特定株式等の配当については、所得税および個人住民税とともに、申告不要、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択できることとされています。
平成29年の税制改正により、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の納税通知書が送達される時までに確定申告書とは別に、個人住民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式を選択することができます。
ただし、この個人住民税の課税方式の選択をしない場合は、所得税の確定申告における課税方式が個人住民税に適用されます。

●お問い合わせは、平成31年1月1日にお住まいの税務担当課へ

若松区役所 ⑧一七六一一四一八二（直通）
中間市役所 ⑧二四六一一六二三八（直通）
芦屋町役場 ⑧二三三一〇八八一（内線一四五）
水巻町役場 ⑧二〇一一四三三一（内線一一一、一一一）
岡垣町役場 ⑧二八二一一二二一（内線二七一、二七二）
遠賀町役場 ⑧二九三一一二三四（内線一二二、二八六）

新年明けまして、おめでとうございます。新春を迎え、謹んで会員の皆様をはじめご家族の皆様に心よりお慶び申し上げます。旧年中は役員並びに会員の皆様方には、法人会活動の充実と発展に多大なご尽力をいただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。昨年はその年の漢字「災」が選ばれた様に七月六・七日の西日本豪雨に始まり、七・八月と猛暑日が続き、北海道胆振東部地震、数多くの台風の襲来と自然災害が各地で発生し、甚大な被害が発生した年となりました。

改めて自然災害への備えが重要なことを認識する年となりました。さて、私ども若松法人会の昨年の活動としては三月にイオン若松ショッピングセンターにおける「九州北部豪雨復興支援チャリティーステーション」の開催及び八月に「夏の夕べ」におけるチャリティ販売・募金を行い、九州北部豪雨災害にあわれた朝倉市へ募金を寄贈することができました。

また、管内小学校のうち八校に対する「租税教室」

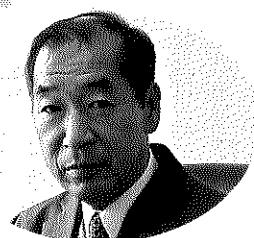
の実施、年四回開催する「決算法人説明会」毎月第二火曜日に地元FMラジオ局「エアステーション」ひびきから「明日への扉」を放送するほか、「消費税改正」に対応した「消費税軽減税率制度」インボイス制度説明会」を二会場で開催するなど税に関する広報や税知識の普及を図ることができました。

これらの諸行事が実施できましたのは、ひとえに役員をはじめ会員の皆様方のご尽力あってのことと存じます。

結びにあたり、消費税の10%への移行、米中貿易摩擦による経済状況が不透明なかつて、今年も新しい年が明るく、輝かしい年となるよう切望するとともに、会員の皆様方の事業がますますご繁栄することを心から祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

法人会

謹賀新年



岡本会長

中学生の「税についての作文」

若松法人会 会長賞

岡垣町立岡垣東中学校三年 守田 智奈音

宝くじと税金との関わり

え、これ全部当たったの。すごいね。私がこう言つた瞬間、目が覚めました。父が宝くじを当たったという夢を見たのです。本当に当たらなかった良いのに、母のこの夢話をしました。すると母は、「宝くじは、いろいろな税金と一緒にやられてしまう」と、言いまして、当たらなかった仕組みやルールがけつこう大変みたいよ」と、言いました。私は、宝くじと税金がどのように関わっているのか、気になつたので調べてみました。

宝くじは、購入するときに税金を收取しているので、当籤(せん)した場合は「非課税」となるそうです。買った宝くじの代金の四十パーセントが「住民税」として地方の税収になります。例えば三百円の宝くじを一枚買うと百二十円が税金にあてられるというわけです。地方の税収になるので、「地元の宝くじ売り場で買いましょう」という案内もあるそうです。

当籤者が亡くなられた場合、当籤金の相続には「相続税」が発生します。当籤者が亡くなる前に、やりたかったことや欲しかった物に当籤金を使っておかなければ、「相続税」で気に持つていかれる可能性があるそうです。宝くじを当たら親や兄弟に当籤金の一部をアレゾントしたい。という人は、少なくないでしょう。しかし、当籤金は、当籤者自身の貯蓄からお金を出すのと同じで、「贈与税」が発生するそうです。「贈与税」は税率が高く、二千万円をプレゼントしたとしても、半分の二千万円しか残りません。それだと、親孝行したくてもできない。という人が出てきそうですね。そこで、当籤金の分配に「贈与税」が

かからないようにする方法があります。

それは、宝くじを共同購入するという方法です。共同購入した購入者全員で当籤金を受け取りに行きます。そうして当籤金のうち、各自の受け取り分を銀行が発行する「宝くじ当籤証明書」の中記載してもらおうそです。

そうすれば、「贈与税」がかかるずに、このように、いくつもの税金が宝くじと関わっています。これらの仕組みやルールは、当せん金付証票法という日本の法律によって規制されているそうです。私は今まで五回ほど宝くじを買いましたが、たつた一回ほど宝くじを買いに行つたことがあります。しかし、今回調べるまで宝くじと税金が関わり合っていると分かっています。しかし、今回調べたことなど全く知らず、仕組みやルールなどを考えたこともありませんでした。もし、宝くじが当たつて税金のルールと反対にありました。

もうと、ソッとしたまつたつもないのに、考えすぎだよ」と言わされました。が、当たる前の今だからこそ、どうするべきか冷静に考えることができるのではないか。

私たちには、正しく税金を使い、楽しく生活する義務がある。私はそう、思います。

守田 智奈音さん



法人会会員企業にお勤めの皆さんへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用をお勧めです。



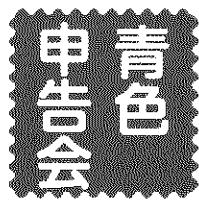
Medical Note

お問い合わせ

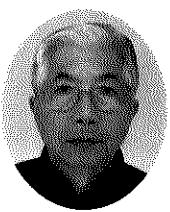
株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp



ご利用は簡単
QRコード



新年のご挨拶



若松青色申告会 会長
山田 政紀

新年あけましておめでとうございます。

皆様方のおかげで今年も新春を迎えることができました。謹んでお慶び申し上げます。

会員の皆様方、役員及び関係各位の皆様方におかれましては、平素から若松青色申告会の運営と活動へのご理解とご支援をいただきまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

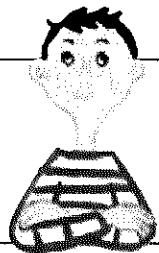
昨年も度重なる自然災害が全国各地で大きな被害をもたらし、年々自然災害の被害も大きくなつてきているように感じられます。お亡くなりになられた方に對し謹んでご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、一日でも早く復興が進みますよう心からお祈り申し上げます。

消費税率の引き上げ及び軽減税率制度の導入が、本年10月1日より予定されています。当会も昨年12月に租税教室を開催し、軽減税率制度の周知に尽力して参りました。

また、今後も制度の普及及び周知を行っていくとともに、過年度より周知しておりますマイナーバー制度の普及拡大にも取り組んでまいります。

昨年同様、今後も若松青色申告会の活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。



**青色申告って
どのような
ものですか?**

青色申告制度

日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告することで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

- 青色申告をすることができる方は、事業所得等のある方です。
- 青色申告をしようとする方は、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を納稅地の所轄税務署に提出してください。
注: その年の1月16日以後に新たに開業した方は、開業の日から2か月以内に提出してください。
- 青色申告者には、数多くの特典がありますが、その主なものは次のとおりです。

〈青色申告特別控除〉

事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書を提出期限内に提出する場合は、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高10万円を控除することができます。

〈青色事業専從者給与の必要経費算入〉

青色申告者と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら從事している人(青色事業専從者)に支払った給与は、あらかじめ納稅地の所轄税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専從者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます。

〈純損失の繰越しと繰戻し〉

事業所得等が赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後3年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます(純損失の繰越し)。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます(純損失の繰戻し)。

顧問	監事	会長	副会長	理事	会長	副会長	会長	会長	会長
吉村	岩田	山田 政紀	金崎 幹人	津田文史朗	園山 真教	三好 正一	三好 南連	若松青色申告会役員	佐まの玄心ネット由田
敏幸	工藤	小野 堀江	岡崎 川井	高司 若松	宇野 武石	小早川 尚久	葵コープレーション	遠賀・中間医師会	
登	泰則	益博 祐治	弘 和久	靖 靖	耕一 清子	田口 和博	田口 税理士	田口 税理士	
中央ショッパーズ	岩田	工藤 税理士	小野 税理士	岡崎 商会	カワイ防水	藤岡 登	若松理容組合	岡垣町商工会	
					桜羊羹 福島屋	安部 和則	若松理容組合	岡垣町商工会	
						近藤 邦雄	田口 税理士	田口 税理士	
						登	高司 税理士	高司 税理士	
							高司 税理士	高司 税理士	



納
貯
連

中学生の「税についての作文」
福岡県知事賞

「税が生み出す未来への光明」

若松中学校 三年 竹田 愛子

「税金って無駄よね。
何に使われとるんかよ
うわからんし。」これは、
以前の私の税金に対する
イメージです。納税者
ならば一度は考えること
でしょう。「税金とは要
らないお金なのか?」答えは「否」、必要なお
金です。冒頭のように考えてしまうのは、税
金に対する知識が足りないからです。税金
について学べばその重要性を理解できるで
しょう。

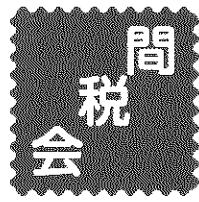
税金の使い道についての国民の関心は高く、ニュースでも連日報道されています。しかし、正確に認知されているわけではないようです。税金の行方は多岐にわたり、すべて国民である私たちの利となつて帰ってきます。一例として、私たちがお風呂に入るとときに毎日清潔な水を使えるのは、税金によって上下水道管が整備されているからです。他にも、小・中学生が授業を受けたり、安全な道を歩いたりできることも税金のおかげです。このように、税金は公共事業や教育、さらには福祉の場面でも活躍しています。

さて、私の住む北九州市には「環境未来税」という法定外目的税があります。法定外目的税とは、地方公団体が特定の費用に充てるため、独自に課税要件を定めて課税する地方税のことです。北九州市は環境未来都市であり、廃棄物処理の適正化やエコタウン事業に取り組んでいます。この制度は、これらの取り組みを進めていく上で必要な安定した財源を確保する目的で定められました。このように、各地域には特有ある制度が定められていることが多くあります。

私は「環境未来税」の存在や目的を知り、この町をより素敵だと思うようになります。家族との話をすると、「この町に住んどる私たちにとって嬉しい制度やね」と感心していました。自分の住む町の税金の仕組みについて調べると多くの発見があります。そして、そこから税金への興味が湧いてきたり、町の魅力を見つけることに繋がります。未来を守り、支え、活気を与えてくれる存在、税金つまり未来への「投資金」です。納税とは投資であり、税金とは投資金なのです。

私も、以前は税についてよく知りませんでした。しかし家族と税について考えたり話したりしたことで今は税にとても興味を持つています。これからも理解を深め、将来、自分で適切に納税ができるようになりたいです。日本は災害が多く、少子高齢化も進んでいます。未来がどうなるのかは誰にもわかりません。だからこそ、今、税について学び納税に対してポジティブになる必要があるのです。日本全体が運命共同体となり、自分や国、未来を支えていけるようになりたいものです。

税金の無い世界というものは、考えるだけでゾッとしますよね。「税ってなんか難しそうだし、わからなくていいや。」などといふ危険な考ふは捨てるべきです。なぜなら、日本人は全員関係者であり、その自覚を持たなければいけないからです。



「税の標語」優秀作品決まる

間税会では、租税教育推進の観点から「税の標語」の募集活動にも取り組んでいます。

募集は、平成五年から実施していますが、第二十六回目となる平成三十年度も、一般財団法人大蔵財務協会の後援の下に昨年九月十日を募集期限として、間税会員、その家族や知人などの方々、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより広く一般の方を対象にして募集した結果、約四十万点にのぼる多数の応募がありました。

この応募作品について、厳正な審査を経て、最優秀作品一点、優秀作品四点、佳作作品十点、合計十五点の優秀作品が決まりました。

最優秀賞

税金の正しい知識 身に付けて 正しく納めて よりよい社会

世田谷区立千歳中学校 鈴木 優矢

優秀賞

知ることから始めよう 税の役割 大切さ

昭島市立拝島中学校 稲毛 美空

税のこと 楽しく学べる 間税会

埼玉県さいたま市 関根 由樹

学ぼう 知ろう 納めよう 僕らも立派な納税者

平塚市立金目中学校 竹下 和輝

税知識 高める関心 深める理解

島根県出雲市 樋野 昌美

佳作

知ることで 変わるあなたの「税」への意識

群馬県館林市 青木 喜枝

支え合う 社会を築く 消費税

唐津市立厳木中学校 梶 翔星

使い方 知ろう学ぼう 消費税

備前市立三石中学校 中野 英樹

高齢化 福祉ささえる 消費税

西川 造史

納めたら 使途までチェック みんなの税

高知市立愛宕中学校 西 三郎

あつまれば 大きなちから 消費税

山口 琴愛

消費税 ぼくも誰かを 支えてる

湊水町立吉松中学校 山本 大空

平成31年10月1日から消費税率が10%に!!

◎納税資金の積立目安額が1.25倍に増加

→納税資金の計画的な積立てを!

《年間課税売上高5,000万円の場合》

- | | | |
|--------------|-------|---------|
| ・小売業者の年間納税額 | 80万円 | ⇒ 100万円 |
| ・製造業者の年間納税額 | 120万円 | ⇒ 150万円 |
| ・不動産業者の年間納税額 | 240万円 | ⇒ 300万円 |

姿を現した門司港駅舎

談室

暮れに工事中の素屋根に

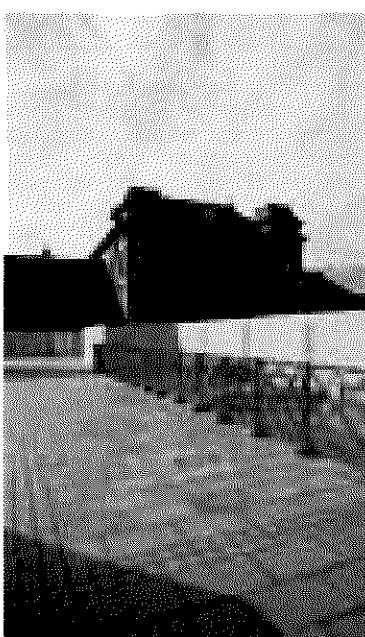
久しづりに姿を現した。市民や観光客に親しまれる大正ルネサンス建築の重厚優美なかたちを創建当時に修理。補強して長く残そうと工事に入っていたものだ。筆者も出光美術館によく行くので親しみがある。

年明け、時間ができたので美術館と門司港駅舎を目的に冬晴れの暖かい日門司港を訪れた。改札口を出るとホテルを抜けて出られるようになつていて、あのレトロなレストランはまだ。三月のグランドオープニングには二階のギャラリーなどとともに整備されるそうだ。

外に出ると駅前広場はまだ囲われている。そこで通りの向かいの道路わきの

ひだまりのスペースで写真を撮つたり一服することにした。

駅舎を眺めていたら終着駅ということも親しみを感じる一因があると気が付いた。我がふるさと若松も同じ終着駅だ。



りるが、二十分ほどの船旅が楽しめる関門鉄道連絡船で新たな旅を続けるのだ。九州各地から的人は終着駅門司港で降

門門鉄道トンネルは戦時に完成するのだが、鉄道輸送の重要な一翼としての位置は変わらず、ピーク時には年間880万人を運んでいる。だが発展目覚ましい高度成長期、連絡船は昭和36年、国鉄のオール電化達成で姿を消す。子供のころ、汽車と連絡船の旅にはワクワク感があった。

よく覚えているのは小学生の時、下関築で、石炭景気にわいた当時の若松にふさわしく、ホールの天井が高い風格がある建物だったことを覚えている。

同じ終着駅でもかつての門司港駅はむしろ始発駅だったか。つまり九州各地へ

の起点だからだ。実際、今も駅構内に0マイル標識がある。

(召閑)

～迎春～

能美雅昭税理士事務所

税理士 能美雅昭

北九州市若松区中川町3番25号
TEL (093) 751-0705
FAX (093) 751-5118

近藤邦雄税理士事務所

税理士 近藤邦雄

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19番25号
TEL (093) 201-5591
FAX (093) 201-5592

小野益博税理士事務所

税理士 小野益博

北九州市若松区桜町3番9号
TEL (093) 751-0551
FAX (093) 751-0551

堀江祐治税理士事務所

税理士 堀江祐治

北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号
TEL (093) 741-2765
FAX (093) 741-2761

加藤博道
税理士

加藤博道税理士事務所

〒811-4331 遠賀郡遠賀町大字別府3178番地3
TEL 093-701-4180 FAX 093-293-3120
E-mail:kato-hiromichi@tkcnf.or.jp

澤田一弘税理士事務所

税理士 澤田一弘

北九州市若松区青葉台西5丁目17番2号
TEL (093) 555-1894
FAX (093) 776-1058